

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	新居浜市

新居浜市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 新居浜市経済部農林水産課
所在地 愛媛県新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号
電話番号 0897-65-1262
FAX 番号 0897-65-1305
メールアドレス nousui@city.niihama.ehime.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	新居浜市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	810千円、1.88ha
ニホンジカ	スギ・ヒノキ	16.00ha

※イノシシ・ニホンザルによる野菜・果実の被害相談があるが、被害数値不明。

(2) 被害の傾向

○イノシシ

市内中山間地域を中心に、農作物被害が出ており、駆除頭数は増加傾向にある。耕作放棄地の増加に伴い、生息範囲が市街地近くに拡大していると考えられ、特に4月から9月ごろに被害報告が集中している。農作物被害のみならず、市街地への出没例もあり、過去には人的被害（軽傷）も発生している。

○ニホンザル

近年中山間地域を中心に野菜・果実が被害にあったとの情報が寄せられている。被害時期は3月から10月ごろが多いが、冬季も被害があり、大生院、楠崎などの被害の特に多い地域では、1週間から10日前後のサイクルで群れが出没し食害を繰り返す傾向がある。人間を怖がらない個体・群れの情報も寄せられている。イノシシと比較して、防護柵等による対策は進んでおらず、目撃情報及び被害は年々拡大傾向にある。過去には人的被害（軽傷）も発生している。

○ニホンジカ

主に別子山地区の山中に生息し、冬場の植木の剥皮被害や、野菜の食害が報告されている。大生院、船木地区での捕獲実績もあり、生息地域の拡大が懸念される。

※別紙1 被害状況図添付

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
イノシシ被害金額	810千円	500千円
イノシシ被害面積	1.88ha	1.00ha
ニホンジカ被害面積	16.00ha	12.60ha
被害面積の計	17.88ha	13.60ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>【令和元年度】</p> <p>○有害鳥獣捕獲事業（県単） 実施区域 新居浜市一円 総事業費 6,550千円 県費 2,402千円 市費 4,148千円 (事業内容) イノシシ・ニホンザル・ニホンジカに対し、1頭につき10千円の捕獲補助 (捕獲数) イノシシ 311頭 ニホンザル 21頭 ニホンジカ 302頭</p> <p>○鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業(国補) (事業内容) 有害鳥獣捕獲（イノシシ263頭、ニホンザル17頭、ニホンジカ269頭）にかかる活動経費の補助 (総事業費) 3,524千円</p> <p>【令和2年度】</p> <p>○有害鳥獣捕獲事業（県単） 実施区域 新居浜市一円 総事業費 6,350千円 県費 2,428千円 市費 3,922千円 (事業内容) イノシシ・ニホンザル・ニホンジカに対し、1頭につき10千円の捕獲補助 (捕獲数) イノシシ 288頭 ニホンザル 23頭 ニホンジカ 303頭</p> <p>○鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業(国補) (事業内容) 有害鳥獣捕獲（イノシシ240頭、ニホンザル11頭、ニホンジカ303頭）にかかる活動経費の補助</p>	<p>近年、耕作放棄地が増加し野生鳥獣の生息範囲と人間の生活エリアが隣接するようになり、捕獲頭数が増加していると考えられる。効率的な捕獲を実施するとともに、耕作放棄地を野生鳥獣の住み家とさせないような取り組みが必要である。</p>

	<p>(総事業費) 3,695千円</p> <p>【令和3年度(見込み)】</p> <p>○有害鳥獣捕獲事業(県単)</p> <p>実施区域 新居浜市一円</p> <p>総事業費 6,300千円</p> <p>県費 2,100千円 市費 4,200千円</p> <p>(事業内容)</p> <p>イノシシ・ニホンザル・ニホンジカに対し、1頭につき10千円の捕獲補助</p> <p>(捕獲数)</p> <p>イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ 合計630頭</p> <p>○鳥獣被害防止総合対策事業(国補)</p> <p>(事業内容)</p> <p>有害鳥獣捕獲(イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ合計620頭)にかかる活動経費の補助</p> <p>(総事業費) 4,060千円</p>	
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>【令和元年度】</p> <p>○有害鳥獣被害防止対策事業(市単)</p> <p>(1)防護柵等設置</p> <p>農業者の防護柵設置にかかる資材購入費の1/2を補助(上限5万円)</p> <p>総事業費 2,040,882円</p> <p>市補助金 934,000円</p> <p>自己負担 1,106,882円</p> <p>○水稻損害防止事業(農業共済組合)</p> <p>(1)ワイヤーメッシュ柵設置 総事業費 42,810円</p> <p>共済補助 21,000円 自己負担 21,810円</p> <p>対象面積 14.75a</p> <p>(2)電気柵設置 総事業費 28,760円</p> <p>共済補助 14,000円 自己負担 14,760円</p> <p>対象面積 3.56a</p> <p>【令和2年度】</p> <p>○鳥獣害防止施設整備事業(県費)</p> <p>ワイヤーメッシュ柵設置 総事業費 536,580円</p> <p>県補助 153,000円 自己負担 172,200円</p> <p>市補助 211,380円 対象面積 230.3a</p>	<p>個人で防護対策を実施している地域が多く、地域全体での取り組みがされていない。今後は、取り組みを広域的に推進し、効率的かつ計画的に防護柵の設置等を図る必要がある。</p>

	<p>○有害鳥獣被害防止対策事業（市単）</p> <p>(1) 防護柵等設置 農業者の防護柵設置にかかる資材購入費の1/2を補助(上限5万円)</p> <p>総事業費 3,998,742円 市補助金 1,809,200円 自己負担 2,189,542円</p> <p>○水稻損害防止事業（農業共済組合）</p> <p>(1) ワイヤメッシュ柵設置 総事業費 214,678円 共済補助 75,000円 自己負担 61,678円 市補助 78,000円 対象面積 58.26a</p> <p>(2) 電気柵設置 総事業費 198,501円 共済補助 89,000円 自己負担 60,501円 市補助 49,000円 対象面積 29.20a</p> <p>(3) 防鳥ネット設置 総事業費 57,128円 共済補助 28,000円 自己負担 15,128円 市補助 14,000円 対象面積 27.87a</p> <p>【令和3年度（見込み）】</p> <p>○鳥獣害防止施設整備事業（県費） ワイヤメッシュ柵設置 総事業費 337,000円 県補助 76,000円 自己負担 112,334円 市補助 148,666円 対象面積 42.73a</p> <p>○有害鳥獣被害防止対策事業（市単）</p> <p>(1) 防護柵等設置 農業者の防護柵設置にかかる資材購入費の1/2を補助(上限5万円)</p> <p>総事業費 3,780,000円 市補助金 1,800,000円 自己負担 1,980,000円</p> <p>○水稻損害防止事業（農業共済組合）</p> <p>(1) ワイヤメッシュ柵設置 総事業費 220,000円 共済補助 90,000円 自己負担 50,000円 市補助 80,000円 対象面積 60.00a</p> <p>(2) 電気柵設置 総事業費 200,000円 共済補助 100,000円 自己負担 50,000円 市補助 50,000円 対象面積 30.00a</p> <p>(3) 防鳥ネット設置 総事業費 60,000円 共済補助 30,000円 自己負担 10,000円 市補助 20,000円 対象面積 30.00a</p>	
--	---	--

生息環境 管理その 他の取り 組み	イノシシ、ニホンザル等に関する生態、 防御対策、環境対策等を盛り込んだ出前講 座を自治会単位で開催した。	最新の情報を随時更新し、 地域単位で被害防止に取り組 むための更なる普及啓発を強 める必要がある。
----------------------------	--	--

(5) 今後の取組方針

<p>対象鳥獣の捕獲は被害防止のための有効な手段の1つであり、狩猟者の確保及び育成を進めていく必要があるが、従来の捕獲中心の対策では被害が防げなくなっている現状があることから、「鳥獣害対策は行政、猟友会が行うもの」という認識を改め、集落全体で取り組む住民参画型の被害対策を進める必要がある。そのため、地域住民に対して研修や広報を行い正しい知識の普及に努めるとともに、農地や集落環境を改善して鳥獣害から守れる農地、集落を目指す。</p> <p>また防護柵等については、適切な設置や管理方法についての啓発に努め、経済的かつ効果的に防除できるよう、専門家の知見も交え集落全体の被害防除を考慮した計画的な対策を講じる。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>鳥獣被害を受けた住民への聞き取り・被害状況の確認をおこない、防護柵等により被害を軽減することが困難であると判断したときには、有害鳥獣の捕獲を実施する。有害鳥獣の捕獲は、新居浜市内三猟友会（新居浜支部、東新支部、別子支部）等の駆除隊に依頼して、駆除隊員がこれにあたる。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4 ～ 6	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> 被害報告があった場合に迅速に対応できるよう猟友会との連絡体制を強化。 補助事業の活用。 鳥獣被害対策に関する農業者等への啓発。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>近年の有害鳥獣捕獲実績、被害状況、捕獲圧の維持可能性から総合的に判断し設定する。</p>
--

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	300	300	300
ニホンザル	30	30	30
ニホンジカ	320	320	320

捕獲等の取組内容
<p>イノシシ、ニホンザル、ニホンジカの捕獲手段についてはわなを主として、銃器はわなのみでの捕獲が困難な場合に使用するものとする。銃器を使用する際は、矢先・周囲の確認をおこない、安全に十分配慮することとする。</p> <p>捕獲の実施予定時期は4月1日から3月15日までとし、有害鳥獣捕獲において実施する。捕獲予定場所については、別紙図面のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">※別紙2 捕獲計画図添付</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	電気柵 2.25km	電気柵 2.25km	電気柵 2.25km
ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 5km	ワイヤーメッシュ柵 5km	ワイヤーメッシュ柵 5km
ニホンザル	防護ネット 1.25km	防護ネット 1.25km	防護ネット 1.25km

※計画位置は別紙3のとおり

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	過去に設置した侵入防止柵の定期的な見回りを実施し、隙間、ゆるみ、漏電による電圧低下等を調査し、適切に管理するよう設置者に対して指導する。		

5. 生息環境管理その他被害防止に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
4 ～ 6	イノシシ ニホンザル ニホンジカ	地域において、現地研修、講演会等による普及啓発を すすめ、鳥獣害を寄せつけない集落環境づくりに向けて の体制整備を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
新居浜警察署生活安全課	被害状況の把握、捕獲時の安全確認
愛媛県猟友会新居浜支部	被害状況の把握、捕獲の実施
愛媛県猟友会東新支部	被害状況の把握、捕獲の実施
愛媛県猟友会別子支部	被害状況の把握、捕獲の実施
マルヨシ食品株式会社*	被害状況の把握、捕獲の実施
愛媛県東予地方局 農林水産振興部森林林業課	被害状況の把握、適切な捕獲指導
新居浜市経済部農林水産課	被害状況の把握、口頭による緊急捕獲許可、各機関 の連絡調整

* 認定鳥獣捕獲等事業者、令和2年度から新居浜市鳥獣被害対策協議会に新規加入

(2) 緊急時の連絡体制

<p>関係機関（新居浜警察署生活安全課、東予地方局森林林業課、各猟友会及び新居浜市農林水産課）において緊密に連絡を取り合い、早急な対応を行う。</p> <p style="text-align: right;">※別紙4 連絡体制図添付</p>
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>イノシシ、ニホンジカは捕獲者が食肉等として活用するか、焼却処理施設へ搬入又は土中埋設し、適正に処理するものとする。捕獲数の増加が見込まれる場合は、ジビエ等で有効活用する方策のほか、県と協議しながら広域での焼却処理施設、解体処理施設建設も検討する。</p> <p>ニホンザルについては、焼却処理施設搬入又は土中埋設し、適正に処理するものとする。</p>
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	全国の事例を調査したところ、現状では処理加工施設を整備したとしても、安定した経営は難しいと考えられる。引き続き調査・研究を行い、経営上の課題を解決できると考えられる場合は、捕獲した鳥獣の利活用について検討する。
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の取り組み

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	新居浜市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
えひめ未来農業協同組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査
愛媛県農業共済組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査
いしづち森林組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査
愛媛県猟友会新居浜支部	捕獲補助、捕獲指導、狩猟免許取得の推進
愛媛県猟友会東新支部	捕獲補助、捕獲指導、狩猟免許取得の推進
愛媛県猟友会別子支部	捕獲補助、捕獲指導、狩猟免許取得の推進
マルヨシ食品株式会社*	捕獲補助、捕獲指導、狩猟免許取得の推進
愛媛県東予地方局 農林水産振興部森林林業課	適正な捕獲指導
愛媛県東予地方局 農林水産振興部農業振興課	被害防止等の技術指導、鳥獣被害の実態把握、現地調査
新居浜市経済部農林水産課	鳥獣被害の実態把握及び現地調査を行う。また事務局を担当し、協議会に関する連絡、調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
各自治会	鳥獣被害の報告及び地域内の調整

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

侵入防止柵の設置・改善指導や集落における被害防除対策への指導・助言等を行うことを役割とする鳥獣被害対策実施隊を平成25年度に設置した。(現在は、市農林水産課課長と鳥獣対策担当者2名による構成)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害防止には、地域住民の参加による取り組みが必要であるため、鳥獣害対策に関する知識の向上を図るための意見交換会・講習会等を開催する。
また、捕獲圧維持のため若年層の狩猟者増加に資する取り組みを検討する。